
AMT/NEWSLETTER

Economic Security & International Trade

2025 年 8 月 20 日

トランプ関税の最新動向と関税リスクへの対応(5)

—相互関税をめぐる状況と日本企業への影響—

弁護士 中川 淳司 / 弁護士 高嵯 直子 / 弁護士 澤田 駿

Contents

- I. はじめに
- II. 相互関税等に関する大統領令
- III. 米国との二国間合意の概況
 - 1. 日米合意(7 月 23 日)
 - 2. 米国と EU、韓国との合意
 - 3. 米中の交渉状況
 - 4. 米国とブラジル、インドとの交渉状況
- IV. おわりに

I. はじめに

米国は、2025 年 4 月、「相互関税」の賦課を公表し、全世界からの輸入品に対する一律 10%の追加関税(いわゆる「ベースライン関税」)に加え、国ごとの追加関税率を公表した。¹ベースライン関税は 2025 年 4 月 5 日より、ほぼ全ての輸入品に課された一方、国ごとの追加関税の適用は同年 8 月 1 日まで一時停止された。その後、相互関税を巡っての各国と米国との合意が発表されている。日本は、7 月 23 日(米国時間 22 日)合意に達した(以下「日米合意」)と発表された。²また、EU も、7 月 27 日、合意を発表した。³さらに、同月 30 日、米国と韓国との間の関税交渉も合意に至った。ただし、いずれも合意の枠組みが発表されたにとどまる。

本ニュースレターでは、これまでに発行したニュースレターの続報として、米国の他国との合意状況を概観し、日本企業

¹ 大統領令 14257 号(<https://www.federalregister.gov/documents/2025/04/07/2025-06063/regulating-imports-with-a-reciprocal-tariff-to-rectify-trade-practices-that-contribute-to-large-and>)

² 2025 年 7 月 31 日付 AMT ニュースレター参照(https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins5_pdf/250731.pdf)

³ 2025 年 8 月 4 日付 AMT ニュースレター参照(https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins5_pdf/250804.pdf)

の事業に及び得る影響を整理する。なお、本ニュースレターは、2025 年 8 月 18 日現在の公表情報を基に作成している点に留意されたい。

II. 相互関税等に関する大統領令

既報⁴のとおり、米国は、8 月 1 日(米国時間 7 月 31 日)に、相互関税をさらに見直す大統領令(以下「本大統領令」)を公表した。⁵本大統領令によれば、相互関税のベースライン関税 10%は貿易赤字国に対して維持され、国ごとの追加関税率は、概ね二国間の合意内容に合わせた税率に引き下げられた(例えば、日本や EU、韓国は 15%等)。一方、米国との合意に至っていない国の多くは 15%よりも高い関税率が課されることとなった(例えば、インド 25%、台湾 20%、タイ 19%等)。本大統領令に基づく新たな関税率は、2025 年 8 月 7 日より適用が開始された。

USMCA 締約国であるカナダやメキシコについては、相互関税の対象外であるが、別途、国家緊急経済権限法(以下「IEEPA」)に基づく追加関税が課されていた。この点、2025 年 8 月 1 日、米国は、カナダに課していた当該追加関税率を引き上げる大統領令(以下「対カナダ大統領令」)を公表した。この結果 USMCA の適用の無いカナダ産品について課していた 25%の追加関税を引き上げ 35%にすることや、迂回輸入に対しては 40%の追加関税を課することとなった(8 月 1 日以降適用開始)。⁶他方、メキシコは、IEEPA に基づき、USMCA の適用のない産品に対する追加関税は現状のまま 25%に据え置かれ、今後の関税率について交渉が継続している。

III. 米国との二国間合意の概況

相手国	8 月 18 日時点の状況	主な課題／進展
日本	日本政府は、相互関税の上限 15%について確認がとれた旨発表	本大統領令にて、相互関税が MFN 税率を含め 15%を上限とする点が未反映であり、日本は、早期修正を求めている
EU	共同声明遅延中	米 EU 間での合意に関する不一致がどのように解消されるかが課題
中国	関税引上げを 11 月まで延期	交渉猶予の確保
インド	相互関税(25%)に加え、追加関税(25%)導入(最大 50%)	ロシア産原油利用で外交摩擦悪化
ブラジル	相互関税(10%)に加え、追加関税(40%)導入(最大 50%)	中国、カナダに続き、ブラジルも米国による関税措置を WTO 提訴

⁴ 2025 年 8 月 12 日付 AMT ニュースレター参照(https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins5_pdf/250812.pdf)

⁵ <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/07/further-modifying-the-reciprocal-tariff-rates/>

⁶ <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/07/amendment-to-duties-to-address-the-flow-of-illicit-drugs-across-our-northern-border-9350/>

1. 日米合意(7月23日)

日米間では、7月23日、①相互関税を上限15%とすること、②自動車及び自動車部品に関する追加関税についても15%とすること、③日本が最大5,500億ドル(日本円で約80兆円)規模の対米投資を行うこと、④日本市場を開放すること(農産品、半導体、航空機などの購入の拡大、LNG等米国エネルギーの購入、米国産コメの輸入割当の拡大等)、⑤米国メーカーの乗用車に対する認証手続の簡素化等の合意がなされた。

①の相互関税を巡っては、本大統領令において、EUについては、MFN税率を含めて15%を上限とし、MFN税率が15%以上の場合は相互関税が課されない旨規定された。日本政府は、同じ内容で米国と合意した旨発表していたが、この点が本大統領令には規定されず、日米間での齟齬があるのではないかと問題となっていた。しかし、8月7日、日本政府は、改めて米国政府との間で認識の齟齬はなく、日本産品に対する相互関税についても、MFN税率を含めて15%を上限とし、MFN税率が15%以上の場合は相互関税が課されない旨確認したと発表している。⁷そして、相互関税が既に8月7日より適用されているところ、直ちに本大統領令を修正するよう米国側に要請したとされる。⁸もっとも、8月18日現在、本大統領令は修正されておらず、当該15%上限の相互関税は遡及的に適用されることとなる見込みである。現時点では、本大統領令の改正のタイミングも未定であり、既に日本側の想定と異なる関税が発動されており、関連する日本企業においては、当該15%上限の相互関税の遡及適用後、還付手続等を要することとなる。

②の自動車及び自動車部品については、これまで、通商拡大法232条に基づき25%の追加関税が賦課されていたところ、これらの産品についても、追加関税を15%に引き下げる合意がなされている。しかし、この点についても、米国政府の公式発表はなく、今後の動向に留意する必要がある。

このほか、③の5,500億ドルの対米投資についても、日本側は政府系金融機関による投資、貸付け等を想定していると発表しているが、米国側は、日本が米国のコア産業の再生と拡大のため、大統領の指示によりエネルギー分野、半導体の研究開発分野、医薬品製造、商用及び防衛用造船などに投資されると発表しており、不一致がみられる。⁹今後、日本及び米国による詳細な合意内容の発表と執行に注目する必要がある。

2. 米国とEU、韓国との合意

既報のとおり、米国は、EU(7月27日)及び、韓国(7月30日)ともそれぞれ枠組み合意を発表している。EUは、相互関税の国別税率が15%上限となったことを受け、米国との合意に伴い、米国に対する対抗措置として8月7日に発動予定であった関税措置を6か月延期する方針を決めた。¹⁰ただし、EU側は、いまだ手当されていない自動車及び自動車部品に対する15%への関税引下げの合意について、早期実施を求めている。また、EUは、米国が、鉄鋼・アルミに対する関税割当の導入や、戦略的分野(航空機・関連部品等)に対する関税0%を合意したと主張する等しており、両国間の認識の不一致が依然として残る。¹¹報道によれば、米国とEUとの間では共同声明に関するやり取りが継続しており、上記のとおり両国間に残る不一致がどのように解消されるのかを含め、注目される。¹²

米国と韓国の間での合意については、トランプ大統領が自身のソーシャルメディアで合意にいたった旨発表したにとどまり、現時点においても、詳細は不明である。

⁷ <https://www.kantei.go.jp/jp/103/statement/2025/0807kaiken.html>

⁸ 同上

⁹ <https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/07/fact-sheet-president-donald-j-trump-secures-unprecedented-u-s-japan-strategic-trade-and-investment-agreement/>

¹⁰ <https://www.cbsnews.com/news/trump-tariffs-european-union-delay/>

¹¹ 上記脚注2

¹² <https://www.politico.eu/article/washington-shares-proposed-trade-deal-text-with-eu/>

3. 米中の交渉状況

米国は、2 月 4 日より、フェンタニルの流入阻止を怠っている等として、IEEPA に基づき中国産品に対する追加関税を課している(当初 10%、3 月 4 日は 20%に変更)。さらに、4 月 9 日より相互関税も賦課している(当初 84%、翌日には 125%に変更)。また、5 月 2 日、中国産品に対する非課税基準(デミニミス)ルールの適用を停止するなどしてきた。これを受け、中国も米国産品に対し、最大 125%の対抗関税を課するなど、関税措置がエスカレートしている状況にあった。

5 月 14 日、米中協議が実施され、双方が関税を引き下げることに合意された。この中で、米国は、相互関税について、8 月 12 日まで、中国産品に対し、ベースライン関税(10%)を適用し、国別関税率は一時停止することを合意した。さらに、8 月 12 日、対中での国別関税率の適用の一時停止は、11 月 10 日まで延長されることとなり、相互関税については 10%のベースライン関税のみ維持することとなった。^{13,14,15}また、中国も、対抗関税の引下げを維持することを合意した。¹⁶今後、両首脳間の対談などの動向も含め、状況を注視する必要がある。

なお、通商法 301 条に基づく追加関税、フェンタニル流入に関して課される追加関税、及び品目別の通商拡大法 232 条に基づく追加関税は別途賦課されている。

4. 米国とブラジル、インドとの交渉状況

ブラジルは、相互関税 10%に加え、ブラジルで司法権の濫用があるなどとして 7 月 30 日付の大統領令により特定の産品に対する 40%の追加関税の賦課を決定した。同大統領令では、ブラジル政府による報復措置があれば追加措置や関税の引上げを行う旨も規定されている。ブラジルはこれを受け、米国の関税措置について、WTO で協議要請を行っているが、米国は本件措置を安全保障上の措置と位置付けているため WTO での解決は困難と見込まれる。両国間での貿易摩擦が激化する可能性がある。

米国は、4 月 9 日よりインドに対しては 26%の相互関税を課していたところ、¹⁷本大統領令にて 25%の相互関税を課することとされ、若干のディスカウントがなされたように思われた。しかし、トランプ大統領は、本大統領令が公表される前から、インドの高関税政策等を度々批判していたところ、8 月 4 日に、インドがロシア産石油を大量に購入していることを理由に一定のインド産品について、関税を引き上げると表明した。¹⁸翌 5 日、インドに対して 25%の追加関税を課する大統領令が出され、インド産品には相互関税も含めると最大 50%の関税が課される。¹⁹

中国を含め、他国と比して、インドはブラジル同様、50%という高関税が課されることとなった。インドはブラジルとの間で、米国の一方的関税措置に対し連携して対応する動きを見せている。²⁰

13 <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/2025/08/joint-statement-on-u-s-china-economic-and-trade-meeting-in-stockholm/>

14 <https://www.federalregister.gov/documents/2025/08/14/2025-15554/further-modifying-reciprocal-tariff-rates-to-reflect-ongoing-discussions-with-the-peoples-republic>

15 <https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/08/fact-sheet-president-donald-j-trump-continues-the-suspension-of-the-heightened-tariffs-on-china/>

16 上記脚注 14

17 <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2025/04/Annex-I.pdf>

18 <https://truthsocial.com/@realDonaldTrump/posts/114971053091282290>

19 <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/08/addressing-threats-to-the-united-states-by-the-government-of-the-russian-federation/>

20 <https://jp.reuters.com/world/us/R3BWPTV355KIXBL6616BZOJPF4-2025-08-07/>

IV. おわりに

米国の相互関税をめぐることは、既に国別関税率の公表と新たな関税率の適用が開始(8月7日)されているものの、上記のとおり以前として不確実性が多く残っている。また、米国との二国間合意に達した国々についても、合意の詳細が引き続き不透明であり、今後どのような執行・合意内容の変更がありうるのかも不明である。そのため、サプライチェーンの検討・分析に際しては、米国との合意の有無にかかわらず継続的な情報収集が重要である。加えて、合意内容が明らかになった場合には、従前の合意内容との差異や、実際の執行・運用の状況なども含めた詳細な分析が必要となろう。

以上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 中川 淳司 (junji.nakagawa_grp@amt-law.com)
弁護士 高嵯 直子 (naoko.takasaki@amt-law.com)
弁護士 澤田 駿 (shun.sawada@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。